平成２２年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市妙楽寺494番地の３
債務者　藤原　照久
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷垣　竹夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９５０７号
大阪市港区八幡屋１丁目５番４号　マンションフレール302号、事業所所在地大阪市住吉区長居２－１－28－202
債務者　プランドゥシステムこと　坂口　　幸
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　秀一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３８号
大阪市生野区新今里４丁目５番18号テトラハウス４Ｅ
債務者　野口　益弘
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６２号
兵庫県芦屋市西蔵町10番18－301号
債務者　松下　欣樹
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木暮　直美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３３号
宮城県石巻市向陽町４丁目16番５号、前住所札幌市豊平区平岸４条14丁目４番７－238号
債務者　高橋　廣次
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６６２号
大阪市住之江区南港中５丁目５番31－707号
債務者　梅﨑　玲子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２１２８８号
東京都文京区関口１丁目35番17号
破産者　株式会社シーメディア
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２８９号
埼玉県さいたま市浦和区元町３丁目10－13
破産者　長岡　二郎
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２９０号
東京都東大和市新堀３丁目７－８－102、開始決定時の住所東京都東大和市新堀３丁目21－３－Ⅱ102
破産者　中村　敬一
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１号
和歌山県新宮市三輪崎１丁目13番22号　201号
破産者　川﨑　佳一
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第６５８号
北海道旭川市神楽岡１条５丁目５番４号
破産者　被相続人亡引野之成相続財産（開始決定時の表示引野之成）
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６８号
茨城県水戸市酒門町4152番地の８
破産者　有限会社ウッドハウス
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２５６号
埼玉県飯能市大字川寺341番地
破産者　前久保建設株式会社
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成１９年（フ）第１１０２４号
東京都荒川区西日暮里６丁目36番10号　斉藤ビル３Ｆ
破産者　株式会社構建
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第１３０４９号
栃木県下都賀郡野木町大字川田569－４
破産者　鈴木　　稔
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（フ）第５９号
富山県射水市本町３丁目18番23号
破産者　有限会社新湊定置長與
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６０３号
名古屋市守山区幸心４丁目601番地
破産者　有限会社川上インテリア
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３９号
名古屋市名東区新宿１丁目112番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区梅森坂１丁目1177番地
破産者　株式会社ユアーズコットン
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６号
三重県鳥羽市鳥羽２丁目16番12号
破産者　杉本　和夫
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係